

令和7年度 第2回 豊田市国民健康保険運営協議会 議事録（要約表記）

日 時 令和7年11月27日（木）午後2時～4時
会 場 豊田市役所 南52会議室

《出席委員》	黒川 照明 (被保険者代表)
14名	大澤 勝江 (被保険者代表) 神谷 のり子 (被保険者代表) 鈴木 陽子 (被保険者代表) 佃 秀美穂 (被保険者代表) 莉木 圭 (被用者保険代表) 宮川 尚人 (被用者保険代表) 近藤 栄治 (保険医薬剤師代表) 清水 比呂志 (保険医薬剤師代表) 安田 明弘 (公益代表) ※会長 高橋 由紀子 (公益代表) ※職務代理者 阪峯 秀明 (公益代表) 小澤 尚司 (公益代表) 小田 康夫 (公益代表)
《欠席委員》	伊藤 直史 (保険医薬剤師代表)
3名	成瀬 徳彦 (保険医薬剤師代表) 塚本 繼也 (保険医薬剤師代表)
《事務局》	勝野 二徹 (市民部長)
10名	梅村 靖之 (市民部副部長) 鈴木 美穂 (健康政策課長) 加藤 恵子 (債権管理課長) 西国 実 (国保年金課長) 堀江 芳恵 (国保年金課副課長) 先野濱 佳子 (国保年金課担当長) 石本 万由子 (国保年金課担当長) 廣田 亜耶乃 (国保年金課担当長) 加藤 英昭 (国保年金課担当長)
《傍聴者》	
3名	

- 1 委員紹介
- 2 会長あいさつ
- 3 協議会の成立
- 4 議事録署名者の選任
- 5 議事

【協議事項 1】 「令和 8 年度豊田市国民健康保険税率等について」

(事務局) 資料に基づき説明

(議長) まず、説明についての質問から伺う。発言される場合は、拳手のうえ簡潔にお願いしたい。(質問なし)
質問がないようなので、続いて意見を伺う。事務局が示した改定案について、賛否を明らかにしたうえで簡潔にお願いしたい。いかがか。

(委員) 被保険者として、徐々に保険税が上昇していることを実感している。仕方ないと言えばそうだが、全く先が見えないように感じるため、どこまで保険税が上がっていくのか気になっている。説明を聞く限り、現状維持や引き下げを行うようなことは到底考えられない状況だと思うが、どの程度まで引上がるのか、被保険者として不安。我々被保険者が健康を意識し、医療費の削減を目指していかなければならないという意識はある。その上で、次の世代の負担を考えることや、長期的な視点を持つために、今後の保険税の見込みを、正確でなくて良いので伺いたい。

(事務局) はっきりしたことは申し上げられないが、資料 6 ページのとおり、今年度ベースで豊田市に割り当てられた県納付金を保険税で賄おうとすると、22,700 円程度の引上げが必要。しかしながら、急激な引上げを行うと被保険者に大きな負担を強いることになるため、5,700 円の引上げ案としているところである。そのため現時点の上限予測としては、医療・後期・介護分については 22,700 円程度のレベルまで引上げを行っていく必要があり、恐らく来年度以降も今年度引上げた金額と同程度ずつ、本来引上げるべき 22,700 円程度まで徐々に引上げを行っていく見込み。ただし、この県納付金は、県全体でかかる医療費の総額を先に推計し、各市町村で負担金を納めていく流れとなる。国民健康保険の被保険者数が減少し、一人当たりの医療費が増大している現状が続く場合、引上げ必要額がさらに増大する可能性がある。一方で、来年度から新設される子ども・子育て支援金分については、国の方で経過措置を取っており、令和 8 年度から 10 年度の 3 か年かけて段階的に引上げていく予定とされている。前回資料に掲載したこども家庭庁の資料の中で、令和 8 年度の国民健康保険被保険者の負担は一人当たり月 250 円程度と示されており、今回実際に豊田市が保険税で賄う年額を 3,200 円と提案させていただいた。これを一人当たりの月額に換算すると 260 円程度となる。令和 9 年度は一人当たり月 300 円程度、令和 10 年度は一人当たり月 400 円程度と示されているため、今後もそれに沿った引上げ額となる見込み

である。

- (委員) 激変緩和を理由として引上げが足りていない部分と、医療費の高騰や被保険者の減少等、そもそも保険税が上昇している部分との区別が付かないため、引上げに必要となる額の算出に対する理解が難しいのではないか。そのため、その2点を分けた説明や資料作りがあるともう少し理解が進むように思うが、それは可能か。
- (事務局) 県納付金は、毎年変動する都道府県内の保険税収納必要額から、市町村ごとの人数シェアや所得シェアによって分担していくという制度のため、変動要因が多く、今後の状況が測りきれないというのが正直なところである。仮算定期に示された県の資料では、愛知県全体として一人当たり納付金が上昇しており、医療・後期分については対前年度比がほぼ横ばいであったのに比べ、介護納付金分が105.38%となっており伸びの傾向が強かった。そういう県全体の動きから必要額が算定され、その必要額が毎年変動していく。委員が希望される資料というのは、こういった県全体の必要額の推移についても、今後説明していくべきといった御意見として受け止めれば良いか。
- (委員) 必要額が毎年変わるというのは理解できる。段階的な引上げを行っているため、本来集めるべき額よりも少ない保険税収入になっているのが現状だと思うが、昨年度に本来水準までの引上げを行っていた場合に、今年度の引上げ額はいくらになっていたのか、持ち越し分のマイナスと今年度新たなマイナス分とを分けて表記できると非常に分かりやすくなるのではと申し上げたつもりである。
- (事務局) 資料6ページ「県納付金の財源となる収入」の部分についての御意見か。
- (委員) そうである。この部分について、段階的に引上げるのではなく、昨年度に必要額の全てを引上げていた場合、今よりも収入が大きくなっていたはず。それが分かるように、今年度引上げなかった分の持ち越しで、来年度引上げる必要があるのはいくらなのかを記載してほしい。毎年引上がっていかる理解をしがちだが、何年にも分けて払っているから来年度も引上げる必要がある、という部分の理解が難しいように思う。
- (事務局) おっしゃるとおりである。しかしながら、御意見をいただいた収入の部分もそうだが、豊田市納付金の部分も毎年変動していく。そのため、今回の必要額に応じた税率のとおり税収が上がれば、次年度は税率の引上げをしなくても納付金が支払えるかというと、そうではない。
- (委員) それについては理解をしているが、少なくとも、過年度の引上げ額が多ければ、翌年度の引上げ額が今より少なくなるはずではないか。逆に、来年度一人当たり5,700円程度しか引上げないということは、再来年度さらに引上げる必要があるということになる。このことについて、どれだけ理解されているのか疑問。
- (事務局) 承知した。例えば、本来であれば来年度22,700円程度引上げなければならないが、激変緩和のために4分の1である5,700円程度引上げる案

としている。来年度の本協議会で御説明申し上げる際には、22,700円引上げていたならば、翌年度の税率はいくらの引上げで済んだであろうという資料が必要ではないかという御意見か。

- (委員) そうである。
- (議長) そういう資料は用意できるのか。
- (事務局) 持ち帰って検討する。準備できるようなら、次回説明する。
- 再度の確認となるが、昨年度の協議では、令和7年度から令和11年度までの5年間をかけた激変緩和措置により、引上げ必要額を5分の1としている。本来の引上げ額としていた場合、令和8年度の引上げ額はいくらとなっていたかといった比較の表があると理解が進むのではないか、といった御意見という理解で良いか。
- (委員) そうである。
- (事務局) 承知した。準備の方を進めて参りたいと思う。
- (委員) 資料2ページについて、「豊田市納付金」と「県納付金の財源となる収入」の差から「不足額」を出しておらず、さらに令和7年度から令和11年度までの5年かけて $a = 0$ にしていくとある。しかしながら、10.8億円の「不足額」に $a = 0$ にした場合の影響分である総額2.5億円を足し合わせているのは正しいのか。
- (事務局) 令和5年度に愛知県が算出した、 $a = 0$ にすることによる豊田市の影響額は一人当たり6,300円である。その影響額を、豊田市は令和6年度から令和11年度までの6年かけて平準化していく。そのため、一年につき1,050円上乗せをしていくという状況。
- (委員) 県内統一のため、段階的に a の調整額を0にしていくことは理解できる。それを今の段階で $a = 0$ にした場合の影響額が、一人当たり4,200円の2.5億円であると思うが、その影響額を「不足額」に足し合わせて「引上げ必要額」13.3億円としていることに対して疑問。
- (事務局) 段階的に $a = 0$ にしていくというのは県の方で決定されている。その中で、豊田市の影響総額は一人当たり6,300円の見込み。それを6年に分けて税の引上げ分としていく。
- (委員) 影響総額を6年で割った一年当たりの金額が6,300円か。
- (事務局) 一年当たりの金額は1,050円となる。そして、既に令和6年度分、令和7年度分の2年度分引上げを行っているため、残る影響額は一人当たり4,200円となる。
- (委員) $a = 0$ とするのに6年かかるというのは理解できる。そのうち、影響総額は6,300円であり、これを一度に引上げた場合、翌年度からは $a = 0$ にすることによる引上げは不要となるという理解で良いか。
- (事務局) そうである。ここでもある意味での激変緩和を行っている。
- (委員) 元々の影響総額は6,300円であり、昨年度時点は5,250円、今回が4,200円、次回が3,150円というように、影響額が段階的に解消されていく。現時点で想定される正しい数字が4,200円ということで間違いないか。

- (事務局) そうである。
- (委員) 「 $a = 0$ の影響分」という記載が分かりにくいと思う。
- (事務局) 「 $a = 0$ に向けての影響分」といった表現の方が正しく伝わったと思う。分かりにくい表現になったことをお詫びする。
- (議長) 分かりにくい表現になった部分は訂正するようにお願いしたい。
- (委員) 段階的に影響額が減少しているといった図等があると、より分かりやすいように思う。
- (事務局) 承知した。
- (委員) 別の質問がある。資料9ページの税率改定以外の取組に、「保険税の滞納削減に向けた取組」がある。以前の会議でも質問したが、その際には別の委員から豊田市の収納率は高いことを教えていただいた。本日の日経新聞で、医療費を1万円以上不払いとなっている訪問外国人の入国を拒否するといった方針の記事が出ていた。その記事の中に国保の話も出ており、日本人を含めた全体納付率93%のうち、外国人の納付率は63%と低い比率となっていた。豊田市は外国人が多いと思うが、どういった傾向があるのか。特に滞納者への対策として、どのようなアプローチをかけているのか、日本人と外国人で取組を変えている点はあるのか伺いたい。
- (事務局) 外国人に日本の医療保険制度を理解してもらうことが、非常に難しいところであるが、制度の案内チラシやパンフレットの多言語化を積極的に行っている。窓口への通訳職員の配置を充実し、よくコミュニケーションが取れるような仕組みとしている。
- 外国人への滞納整理についてだが、確かに滞納のある外国人もいらっしゃる。しかし滞納整理においては、国籍で対応に差を付けることはしていない。払っていないという事実に変わりはないため、同じように財産調査をし、支払い能力があるにもかかわらず納付をしていない方に関しては差押え等の処分を執行している。現在、国の方で、外国人の方が支払をしないまま出国してしまうというケースが問題となっており、豊田市でも実際に同様の対象者がいるため、そういう規制の動きがあることは承知しているが、国籍に応じて差を付けるのではなく、公平・平等に処分をしていきたいと考えている。
- (委員) 記事によると日本人の収納率が93%、外国人は63%であり、37%の外国人が支払いをしていないという事実があるが、それは豊田市にも当てはまるのか。
- (事務局) 国民健康保険に限った統計は取っていないため、現在答えられる数値は持ち合っていない。ただし、他の税目も合わせた滞納者全体のうち、外国人と思われる方の滞納割合は15%程度である。
- (委員) これまで国際交流協会の事業を行う中で、外国人の方の国保の問題について、あまり話題に上がってこなかったのが正直なところ。ただ、制度の理解が不十分で滞納していたり、逆にサービスを十分に享受できてい

- ない外国人がいたりする場合には、周知の部分で協力できることがあるのではないかと思っているので、課題があれば協力させてもらいたい。ありがとうございます。何かお願いするようなことがあれば、その時はぜひ協力していただきたい。
- (委員) 資料 5 ページの基金の活用について伺いたい。これは、保険税で貯う額を 3.3 億円で留めるために、基金取崩を 10 億円程度行うということか。来年度算出する際に、保険税で貯う額一人当たりの年額を、資料 4 ページに記載の直近の一人当たり保険税率の引上げ幅に合わせる形で基金を取崩していくという認識で良いか。
- (事務局) そのような考え方で基金を活用し、保険税の引上げを平準化していく。基金の取崩し額も年々減少していくような形を想定している。
- (委員) 前年度の取崩金額からは減少していくという想定か。
- (事務局) 前年度予算から、激変緩和のために積立した基金は 12.5 億円。これは年々減少させていくという目標を立てている。資料 4 ページに 6 年度及び 7 年度の一人当たり保険税率の引上げ幅を記載しているが、この金額や割合ありきの引上げではない。当年度示された県納付金の額から、翌年度に財源となる収入をそれぞれ見込み、算出された不足額からさらに激変緩和を行う。その年度ごとの状況により、一から算出し、協議していただくという流れになる。
- (委員) 引上げ幅は、5.3%程度を維持することを基本として考えているのか。
- (事務局) 過去のパーセンテージありきではなく、令和 1 年度までの引上げ完了を目標とし、順に激変緩和を行っている。
- (議長) 毎年の状況を鑑み、令和 1 年度までの目標に向けて来年度の引上げをどうしていくかを本協議会で協議すると考えていいか。あくまでも本協議会での協議がベースとなると思っている。
- (事務局) そうである。
- (委員) 資料 4 ページの一般会計からの法定外繰入の考え方について伺いたい。「考え方」と書いてあるので敢えて確認するものだが、豊田市は赤字補てんとみなされる一般会計からの法定外繰入はないと言い切って良いか。
- (事務局) 言い切れる。
- (委員) そのように解釈しているが、「考え方」となっているため確認した。「考え方」であり、かつ、実態としても赤字補てんとみなされる法定外繰入はないということで良いか。調べたところ、赤字補てんとみなされる法定外繰入を行っている自治体もあり、削減・解消を目指しているところだと思うが、豊田市としてはないということか。
- (事務局) 本市のように基金に積立をし、その基金を活用して激変緩和を行ういうものは、赤字補てんにみなされない。これは毎年県を通して国に報告しているものであり、認められているものである。
- (委員) 資料 6 ページの保険税で貯う一人当たり年額 22,700 円について。これ

は被保険者の平均の値だと思うが、これを一年で引上げた場合にどのような状況になると考えられるか。一度に 22,700 円引上げた場合、現在の徐々に引上がっていく状況は止まるのか。それとも、まだ徐々に引上げは続くのか。

(事務局) 一度に 22,700 円引上げた場合に、次年度からは引上げの必要は無くなるのかと問われると、そうとは限らないという回答になる。県納付金は様々な要素により算定されるため、まだなお納付金が支払切れないという状況も想定される。

(委員) 逆に、下がる可能性もあるということだと思う。先ほど委員が提案されたように一度に引上げを行ってしまえば、情勢が大きく変わらない場合には、保険税も大きくは変わってこないというのが今の質問に対する答えだと思われるが違うか。立場上細かいことを言わなければならぬという事情も分かるが、大まかな考え方としては、22,700 円を一度に引上げた場合、次年度からは保険税の大きな引上げは無くなるということであると思う。ただし、本協議会での判断としては、激変緩和を設けて令和 1 年度までに緩やかな引上げを行うこととなっている。そのため、22,700 円ではなく 5,700 円の引上げとしており、来年度も情勢が大きく変わらなければ、5,000 円程度の引上げの提案が必要となるというのが考え方として正しいのではないかと考えるがいかがか。

(事務局) ご認識のとおり、考え方として正しいものである。

(委員) 一度の引上げを希望するものではない。仮に一度に引上げを行った場合の状況について、意見を伺いたかったのみ。

(議長) 他に意見はあるか。ないようなので、令和 8 年度保険税率の改定案について採決をとる。改定案に賛成の委員は挙手いただきたい。

<全員が挙手>

挙手全員と認め、採決の結果、協議会として改定案で進めていく。

【協議事項 2】 「国民健康保険税減免制度の見直しについて」

(事務局) 資料に基づき説明

(議長) 質問・意見はあるか。

(委員) 2 点質問がある。縮小の内容として説明のあった寡婦の廃止について、現在 15 件程の方が減免制度を受けているということだが、現在の対象者を含めた廃止となるのか。若しくは、新たに寡婦控除を理由とした減免を申請する方から廃止されるのか伺いたい。その他減免制度についても同様に伺いたい。

(事務局) 減免制度というものは、毎年度申請が必要なものである。そのため、今年度寡婦減免として該当している場合であっても、年度ごとの申請が必要となり、同様に減免要件を満たしており、なおかつ納付が難しい対象者であるか審査を行っている。資料に掲載している件数はあくまで現状の件数であり、本制度の改正内容としては、来年度課税分として受付を

行う減免制度から、記載の受付を廃止するというものである。

- (委員) よく分かった。年度ごとに適用が終了しているため、適用の終了によって対象外となった方は、制度の改正によって来年度以降の対象から外れるということで理解した。
- 2点目として、国の定める軽減制度に未就学児軽減があるが、これを令和9年度辺りから高校生世代にまで拡大するといった話が出ている。このことについて何か情報は出ているか。
- (事務局) そういった話があることは、今出た内容程度でしかこちらも承知していない。
- (委員) 令和6年度における豊田市の減免実績は1,000件、総額にして約2,100万円と高い金額となっている。その上、当該軽減制度の対象範囲の拡大があると相当な支出の持ち出しとなるように思う。お金が関わってくる話のため、範囲拡大に向けて国の手当を訴えていいってほしい。私どもも保険者として、前期高齢者を支える拠出金を負担しているが、それは確実に前期高齢者の方々に使っていただくお金としてお渡ししているものである。ある意味でスポンサーの立場でもあるため、支出が増えることに対しては確実に措置を取るように国に要望してもらいたい。
- (事務局) 国及び県への財政的な支援に対しては、機会を逃さず要望を出しているところである。委員からいただいた意見を踏まえながら、今後も都度要望を出していきたいと考えている。
- (議長) 他に意見はあるか。ないようなので、国民健康保険税減免制度の見直しについて採決をとる。改定案に賛成の委員は挙手いただきたい。
＜全員が挙手＞
挙手全員と認め、採決の結果、協議会として改定案で進めていく。

- 【報告事項】 「国民健康保険税を滞納している世帯主に対する特別療養費の運用について」
- (事務局) 資料に基づき説明
- (議長) 質問・意見はあるか。
- (委員) 95歳になる母が、介護施設に入居している。手続きが困難で、母のマイナンバーカードを作成していないが、作成の必要はあるか。
- (事務局) マイナンバーをお持ちでない方や、お持ちであっても保険証としての紐づけをしていない方に対しては、資格確認書という保険証の代わりとなるものを発行している。75歳以上の方の場合には、福祉医療課の方から資格確認書を送付しており、現在お持ちであると思う。今後もマイナンバーカードを作成しない場合には、資格確認書に記載の有効期限が到達するまでに、保険者から自動的に新しい資格確認書を送付する。そのため、特にマイナンバーカードの作成を検討していない場合には、今のまま資格確認書をお使いいただければと思う。
- (委員) マイナンバーカードを作っていないと、通知が届くことになってしまう

のか。

(事務局) 特別療養費は国保税の滞納者に対しての運用であり、滞納がなければ通知は届かないので、心配は不要である。

(議長) 他に質問がないようなので、以上で本日の運営協議会に提出された案件はすべて終了した。これをもって会議を終了する。

以上

〈議事終了により、会長議長を降りる〉